

## ACY アーティスト・フェローシップ助成交付要綱

制定 令和 5 年 3 月 20 日  
最近改正 令和 8 年 1 月 13 日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団（以下「財団」という。）が、ACY アーティスト・フェローシップ助成（以下「助成」という。）の交付に関して基本的な事項を定める。なお、詳細は、募集要項・募集要領（以下「募集要項等」という。）にて定める。

### (定義)

第2条 本要綱において、理事長とは、「公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 理事長」をいう。

### (助成の対象者)

第3条 本助成は、募集要項等にて定める条件をすべて満たすアーティスト個人を対象とする。

2 次に該当する者は審査対象外とする。

- (1) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (2) 市税及び横浜市に対する債務の支払い等の滞納がある方
- (3) 第7条の規定による申請書および書類に不備がある方

### (助成金)

第4条 本助成で交付する助成金の額、支給年数および支給方法等は、募集要項等に定める範囲内で交付するものとする。

2 助成対象期間その他の条件については、募集要項等に定める。

3 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

### (助成対象経費等)

第5条 助成の対象となる経費は制作活動費とする。詳細は、募集要項等に定める。

2 助成対象外経費についても、同様とする。

### (助成交付の対象とならないもの)

第6条 第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、助成の対象から除外する。

- (1) この要綱による助成金のほかに横浜市から補助金又は助成金の交付を受けるもの
- (2) 採択者以外の団体・個人が主催する事業のために制作・発表する作品に関するもの
- (3) 政治的又は宗教的普及宣伝と認められる活動をするもの

- (4) 支出以上の収入が見込める活動をするもの
- (5) 公序良俗に反する恐れがある活動をするもの

(助成の申請)

第7条 助成の交付を希望する者（以下「申請者」という。）は、申請書 兼 報告書（様式1）を理事長に提出しなければならない。

2 その他の提出書類、申請手続等の詳細は、募集要項等に定める。

(助成審査会)

第8条 助成金の交付について審査するため、助成審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会について必要な事項は、別に定める。

(採択決定及び通知)

第9条 理事長は、第7条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査会において審査の上、採択者を決定するものとする。

2 前項の場合において、理事長は助成金の交付を適當と認めるときは、採択通知書（様式2）により、また助成金の不交付が適當と認めるときは不採択通知書（様式3）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 理事長は、助成金の交付決定をする場合において、年間活動計画書（様式4）及び助成金支出計画書（様式4別添）の策定・提出等、条件を附すことができる。その他の交付の条件の詳細は、募集要項等に定める。

2 前項に加え、理事長は、助成の目的を達成するために必要があると認めるときは、その他の条件を付すことができる。

(助成報告書の提出)

第11条 採択者は、助成報告書及び決算書（様式1）（以下「助成報告書」という。）を理事長に提出しなければならない。提出期限等の詳細は、募集要項等に定める。

(助成金の支払い)

第12条 財団は、助成報告書を適正に受理した後、採択者から提出された請求書（様式5）に基づき、助成金を支払う。

2 採択者が助成金の前払いを希望し、請求書（様式5）に加えて、使途を明記した前払金申請書（様式5別添）を提出した場合、助成額の8割の範囲で助成金を前払いすることができる。

3 請求根拠の書類は、領収書（写）を原則とする。ただし、やむを得ない場合には、支払内容が確認できる請求書と振込明細書等をもって代えることができる。

(交付決定の取消し)

第13条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第9条の規定による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 収支決算時において助成対象経費が交付額を下回った場合
- (2) 助成の申請について、不正の事実があった場合
- (3) 採択者の活動遂行が、採択決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合
- (4) 助成金を他の目的に使用した場合
- (5) その他この要綱又はこの要綱に基づく定めに違反したと認められる場合
- (6) 著しく社会的信用を損なう行為等を行い、理事長が認めた場合

(事情変更による決定の取消し等)

第14条 理事長は、助成の交付決定をした場合において、天災地変その他交付の決定後生じた事情の変更により、採択者が活動の全部若しくは一部を遂行できなくなったときは、(活動のうち既に完了した部分を除き、) 助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、その決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができるものとする。ただし、助成対象期間のうち既に経過した期間にかかる部分についてはこの限りではない。

(助成金の返還)

第15条 理事長は、交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の場合において、返還は助成金交付取消決定及び返還通知書（様式6）による。

(書類等の整備保管)

第16条 採択者は、当該助成対象活動にかかる収入及び支出に関する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を整備しなければならない。

2 採択者は、前項に規定する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類は、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第17条 理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認められるときは、採択者に対し報告をさせ、又は財団職員に質問をさせることができる。

2 理事長は、前項の規定による調査等により、採択者による活動が助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に適合していないと認めるときは、採択者に対し、これに適合させるため指示をすることができる。

3 採択者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(情報公開)

第18条 理事長は、第三者から助成に関する情報公開の申出が提出された場合、財団の規程に則り、本

要綱に定める書類について開示する。また、採択者はそれを承諾するものとする。ただし、個人のプライバシー情報等の部分は開示しない。

(ハラスメントの防止)

第19条 財団は、本事業の内容を勘案して、申請者および採択者がその生命、身体等の安全を確保しつつ本業務を履行することができるよう、事故やハラスメントの防止等必要な配慮をするものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、募集要項等に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

この要綱は、令和6年3月5日から施行する。

この要綱は、令和7年2月27日から施行する。

この要綱は、令和8年1月13日から施行する。

# ACY アーティスト・フェローシップ助成 助成審査会に関する事務取扱要領

制定 令和 5 年 3 月 20 日

最近改正 令和 8 年 1 月 13 日

## (趣旨)

第1条 この要領は、ACY アーティスト・フェローシップ助成 交付業務を適正に実施するために、ACY アーティスト・フェローシップ助成 交付要綱（以下「要綱」という。）第8条に基づき、助成審査会に関する事務取扱について必要な事項を定める。

## (採択者及び助成額の決定)

第2条 採択者については、助成審査会（以下「審査会」という。）において審議する。

## (審査会の構成)

第3条 審査員は、理事長が芸術文化における高い専門性を有する者の中から任命する。

- 2 審査員の任期は単年度とし、再任を妨げない。
- 3 審査員に欠員が生じた場合に新たに任命された審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (審査会の業務)

第4条 審査会は、申請者について審議検討し、採択者を決定する。

## (選考基準)

第5条 審査会は、本助成の趣旨を鑑み、以下に定める選考基準に基づき申請者を審査する。

- (1) 芸術としての手法や形態、また思想や題材等、優れた発想や独自性を有しているか
- (2) 横浜で滞在をしながら創作または発表することの意義を有しているか
- (3) 活動計画と資金使途が明確かつ現実的であり、規模やスケジュールが適切か

## (開催時期)

第6条 審査会は、必要に応じて開催する。

## (庶務)

第7条 審査会の庶務は、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団で処理する。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、令和 5 年 3 月 20 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 1 月 13 日から施行する。